- 1 ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 2 ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令 3 ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

法律	施行令	施行規則
ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す る特別措置法	ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法施行 令	ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す る特別措置法施行規則
平成13年 6 月22日 法 律 第 6 5 号	平成13年 6 月22日 政令第 2 1 5 号	平成13年 6 月22日 環境省令第 2 3 号
第1章 総則		改正:平14環 5
(目的等) 第1条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、 人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並び に我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていな い状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を ついて必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のた めの必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を 推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とす る。 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるものの ほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃 棄物処理法」という。)の定めるところによる。		(定 義) 第1条 この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。
(定 義) 第2条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。2 この法律において「事業者」とは、第13条を除き、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。	(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物) 第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 2条第1項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化 ビフェニルが塗布され、決み込み、付着し、若しく に対入された物が廃棄物となったものを処分するた は対入されたもの(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)とする。	(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準) 第2条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第25号)第1条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。
		│ │ 一 廃油 │ 当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
		二 廃酸又は廃ア 当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 リットルにつき 0.03 mg以下であること。
		三 廃プラスチッ 当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビク類又は金属く フェニルが付着していない、又は封入されていなず いこと。
		四 陶磁器くず 当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
		五 廃油、廃酸、 当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニル 廃アルカリ、廃 の量が検液 1 リットルにつき0.003mg以下である

法律	施	行	*	施行規則
				プラスチック類、 金属くず及び陶 磁器くず以外の 廃棄物
				2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の2第51項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。
(ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務) 第4条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。) は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。				
(国及び地方公共団体の責務) 第5条 国は、ボリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処				
のが、ただが遅りるとともに、、がり塩化ビフェニル廃棄物の確実がつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。 3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。				
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画) 第6条 環境大臣は、廃棄物処理法第5条の2第1項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならない。2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。				
一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 三 前2号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適 正な処理の推進に関し必要な事項 3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。				
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画) 第7条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、 廃棄物処理法第5条の3第1頃に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画にして、その区域(都道府県にあっては、当該 都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同 じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する 計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなけれ ばならない。				

法律	施行令	施行規則
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項 三 前2号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画) 第3条 法第7条第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 ー ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。 ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項には、次の事項を定めること。 イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状ロボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策ハボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を構造する事項ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を構造する事項ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項 ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の返理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項を定めること。 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係地方公共団体との連携に関する事項を定めること。 五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係地方公共団体との連携に関する事項を定めること。
3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。		
第二章 ポリ塩化ピフェニル廃棄物の規制等 (保管等の届出) 第8条 事業者及びポリ塩化ピフェニル廃棄物を処分(再生することを含む。第21条を除き、以下同じ。)する者(以下「事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ピフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出なければならない。	- 3 -	(保管等の状況の届出) 第4条 法第8条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する。以下同じ。)に提出することにより行うものとする。 一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 事業場の名称及び所在地 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況 四 常時使用する従業員の数 ハ 当該保管に係る事項 イ 省本の額又は出資の総額 ロ 常時使用する従業員の数 ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別 二 法人にあっては、次に掲げる事項 イ 2 前路のには、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに係管及び処分の状況の数 の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資を加入の状況について参考となるべき事項 2 前百号には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本の額又は出資の総額 五 前各号には、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分について参考となるべき事項 2 前項の届出書には、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写して原棄物の処理及び清掃に関する法律の知りたて、第2条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定により言とは第4項又は第12条の5第5項の規定により方。)第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定により方。)以下この条において「A3判」という。)以下の大きさのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票(廃棄物処理法第12条の3第1項の規定により交付された産業廃棄物管理票に以同条第3項若

法律	施行令	\$		施	· 規	則		
		載も、3写なはす4り付類き5写な添か第更届後、	三 しいい、れ 電すにさ しい付ら 5 が出の (平 成 13 年 度 の の た 当 が 13 年 度 の の か 13 年 度 の の た ら の や の か 13 年 6 で の か 13 年 7 の 13	復定、理第、。て用き当の、理りとばの変の轄法、写め当法2そ、すはすを当法添き足ポ更事す第、機る該第号の廃る、る添該第付はりリの業る8に、書年12に送棄た当事付年12し、る塩あ場都条	は、類変条場付が、物め、変更し、変条な当も化っの道のので、、処同こをなののけ、変ののだ天脈府、現の、がのちるは、理項れ記け65れ書とフ日在県、定の、都月第書通に、第6録れ月第ば類すェか地知に、	判 道304類知 第1のしば304なはる二らを事よ以 府日項をの 12号書たな日項ら、。ル10管に るて、県にの添あ、条2類電らにのなる、廃日轄提 届3の 第254(1)第254(1)第254(1)	り、知ら見すっ、ひはこ磁なら見いの、乗込す出、出き、事い定すた、5第代的いい定も送、物内るな、おではな、必産よこか、規号で録、産よと又、保、道ける、必産よこか、規号で録、産よと又、保、道ける、産業がが、	用 と発動がの す場当れ 発動れ動 す式見ば 窓乗知で日 るげ該3 棄知て知 る第知なに め物をら以 とるこ判 物をいの 事(写)事でした これい 管受るあ 巣にびい 類票でと提 にをのの 票で類た によ変。 し 類票でと は にをのの 悪で類た によ変。
		第管成成27	則 第2条 平成13年 4条第1項中「毎年度 及び処分」とあるのは 13年8月31日」と、「 [†] 項(第3号に係る部分 しない。	、前年度 「保管」。 様式第 1 1	」とある(こ、「当該 号」とあ	かは「平 年度の るのは	7成13年7月 6月30日」。 「附則様式」	15日」と、「保 とあるのは「平 」とし、同条第
		附! は、	(経過措置) 則 第3条 当分の間 、市長又は区長」とあ 号から様式第3号まで 。	るのは「	设置する	市にあっ	っては、市長	長」と、様式第
		更 届i	(保管等の状況の届出 5条 事業者等は、そ があったときは、その 出書を当該変更の直前 の事業場の所在地を管	のポリ塩 変更のあ の事業場	った日か の所在地	ら10日にを管轄で	以内に、様式 する都道府県	式第2号による 県知事及び変更
(保管等の状況の公表) 第9条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。		第 本:	(保管等の状況の公表 6条 法第9条の規定 並びに同条第2項及び により行うものとする。	による公 第4項に				
(期間内の処分) 第10条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。	(処分の期間) 第2条 法第10条の政令で定める期の日から起算して15年とする。	明間は、法の施行						
	- 4 -		(譲渡し及び譲受けの	制限)			= 	

法律	施	行	\$ 施行規則
第11条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を 及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。			第7条 法第11条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 地方公共団体に譲り渡す場合 二 地方公共団体が譲り受ける場合 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合 イ 都道府県知事が認めた場合 口 環境事業団に譲り渡す場合 八 環境事業団が譲り受ける場合 第7条は平成14年3月7日環境省令第5号により改正。
/			
(承 継) 第12条 事業者について相続、合併又は分割(その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継する。			(承継の届出) 策8条 法第12条第2項の規定による届出は、様式第3号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、当該保管に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
スは、その事業者の地位を承継する。 2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			相続 一 被相続人との続柄を証する書面 二 相続人の住民票の写し(外国人にあっては、外国人 登録証明書の写し。次号において同じ。) 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人 の住民票の写し。
			合併又は分割
(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置) 第13条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する 事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処 理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができ るよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。			
(指導及び助言) 第14条 都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実 かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることがで きる。			
(協力の要請) 第15条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。			
(改善命令) 第16条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第10条の規定に違反した場合において、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		- 5 -	

法	律	施 	行	令	施行規則
	、環境省令で定める事項を記載した				(改善命令書の記載事項) 第9条 法第16条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 講ずべきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の措置の内容 二 命令の年月日及び履行期限 三 命令を行う理由
(報告の徴収) 第17条 環境大臣又は都道府県知事は、 て、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニ 要な報告を求めることができる。	この法律の施行に必要な限度におい ル廃棄物の保管又は処分に関し、必				
(立入検査等) 第18条 環境大臣又は都道府県知事は、 て、その職員に、事業者等の事務所、事 塩化ピフェニル廃棄物の保管又は処分に させ、又は試験の用に供するのに必要な 棄物を無償で収去より立入検査をする。職 し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限 のと解釈してはならない。	業場その他の場所に立ち入り、ポリ関し、帳簿書類その他の物件を検査限度においてポリ塩化ビフェニル廃員は、その身分を示す証明書を携帯				
(緊急時における環境大臣の事務執行 第19条 第16条第1項、第17条又は前条 命令、報告の徴収又はその職員による立 フェニル廃棄物が確実かつ適正に処分さ 環境に係る被害が生ずることを防止する 場合に行うものとする。	第1項の規定による環境大臣による :入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビ れないことにより人の健康又は生活				
(国の措置) 第20条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄 塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な 講ずるよう努めるものとする。					
(再審査請求) 第21条 第16条第1項の規定により保健 た処分についての審査請求の裁決に不服 査請求をすることができる。					
(事務の区分) 第22条 第16条、第17条及び第18条第1 設置する市又は特別区が行うこととされ 年法律第67号)第2条第9項第1号に規	ている事務は、地方自治法(昭和22				
(経過措置) 第23条 この法律の規定に基づき、命令 ては、その命令で、その制定又は改廃に 内において、所要の経過措置(罰則に関 とができる。	伴い合理的に必要と判断される範囲				
第4章 罰則					
第24条 次の各号のいずれかに該当する 0万円以下の罰金に処し、又はこれを併利	者は、3年以下の懲役若しくは1,00				

法律	施行令	施 行 規 則
- 第11条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者 ニ 第16条第1項の規定による命令に違反した者		
第25条 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。		
第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 - 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三 第18条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した 者		
第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
附則	附則	附見
(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。	この政令は、法の施行の日(平成13年7月15日) から施行する。	(施行期日) 第1条 この省令は、法の施行の日(平成13年7月15日)から施行する。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 の施行期日を定める政令(平成13年6月22日政令第214号)により、 平成13年7月15日に施行。		
(検 討) 第2条 政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律 の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる ものとする。		
(経過措置) 第3条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。	(法附則第3条の政令で定める事務) 第3条 法附則第3条の政令で定める事務は、法第 8条、第9条、第12条第2項、第14条、第16条、第 17条及び第18条第1項に規定する事務とする。	
(政令への委任) 第4条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 は、政令で定める。		